

令和4年度

# 海上自衛隊技術海上幹部 採用要項

## 航空自衛隊技術航空幹部



**1 受付期間**  
令和4年3月1日(火)～5月20日(金)まで(締切日必着)

**2 採用予定数**

区分	採用予定人員
海上自衛隊	約10名
航空自衛隊	約15名

**3 応募資格**

(1) 下記のア及びイの条件を満たす者

ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は外国における学校を卒業した場合で、大学卒業に相当すると認められる者において、次表の学科等を専攻し、その他の条件を満たす者

区分	部門	専攻学科等	その他の条件
海上自衛隊	情報通信	理学部、工学部又は情報学部等において、コンピュータ、ネットワーク分野専攻	I P A (独立行政法人情報処理推進機構)が定める「ITスキル標準キャリアフレームワーク」、「レベルの定義」に分類される職種(マーケティング、セールス、コンサルタントを除く。)において、レベル3以上の業務経験を1年以上有する者
		理学部、理工学部、又は工学部において、無線工学、電気工学、電子工学、電子情報工学、電磁波工学、通信工学、数理工学、無線通信工学又はこれらに相当する学科	官公庁、民間企業、大学等において、通信、レーダー、電子デバイス、電子戦システム等の開発等に関する業務、研究開発経験を有する者
	語学	専攻学科等不問	次のいずれかの条件を有する者 1 外国語(中国語、ロシア語、韓国語)学科を専攻した者 2 学士資格及び語学検定2級相当以上を有する者
	技術情報分析	電気工学、電子工学、電磁波工学、通信工学(無線通信、コンピュータ通信)、コンピュータネットワーク分野又はこれらに相当する学科	次のいずれかの業務経験を5年以上有する者 1 電磁波を利用する装備(レーダー、通信、航法、誘導)又はこれに類する他の産業における機器等の研究開発、設計、製造、検査、整備等の業務 2 大学その他の教育研究機関における電磁波利用又はこれに類する分野の研究開発業務
		人工知能	情報工学、通信工学又はこれらに相当する学科
	心理	大学又は大学院において心理学又はこれらに相当する学科	次の条件を全て満たす者 1 臨床心理士及び公認心理師の資格を有している者 2 臨床心理士として、精神保健、心理査定、臨床心理又はカウンセリング等の業務経験を2年以上有する者(公認心理師の実務経験は問わない)
薬剤	薬学部薬学科又はこれに相当する学科	次の条件を全て満たす者 1 薬剤師の資格を有し、調剤・製剤業務、服薬指導等の業務経験を2年以上有する者、又はそれと同等の能力があると認める者 2 日本薬剤師研修センターが実施する研修認定薬剤師を保有している者	
航空自衛隊	施設	専攻学科等不問	次のいずれかの条件を満たす者 1 技術士(補)、建築士、電気主任技術者又は各種施工管理技士の資格を有し、官公庁、民間企業等において、当該資格に関する業務経験を有する者 2 官公庁及び民間企業において、工事又は役務等に関する発注、監督検査の業務経験を3年以上有する者
	宇宙	理学部又は工学部等において、数学、物理学、航空宇宙工学又はこれらに相当する専攻学科	人工衛星軌道決定、打上げ・再突入、接近回避解析に係る実務又はシステム製造等の経験を3年以上有する者
航空自衛隊	宇宙(情報)	理学部又は工学部等において、航空宇宙工学、電気工学、電磁波工学、通信工学又はこれらに相当する専攻学科	次の条件を全て満たす者 1 TOEIC860点以上若しくはこれと同等の資格を有する者 2 官公庁、民間企業、大学等において、宇宙利用に関する業務経験(研究開発)を3年以上有する者
	気象	理学部又は工学部等において、気象学、地球物理学、情報工学又はこれらに相当する専攻学科	官公庁、民間企業、大学等において、人工知能技術、数値シミュレーション等を用いた気象又は地球物理分野に関する業務経験(研究業務を含む。)を2年以上有する者
	情報通信	専攻学科等不問	次の条件を全て満たす者 1 C I S S P又は独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が定める「ITスキル標準」のうち、情報処理安全確保支援士、システム監査技術者、プロジェクトマネージャ、データベーススペシャリスト又はネットワークスペシャリストのいずれかの資格を有する者 2 情報セキュリティ関連の業務経験を3年以上有する者
	衛生(看護)	看護学科又はこれに相当する専攻学科	次の条件を全て満たす者 1 左記に関する国内外の学士号又は修士号取得者 2 看護師の資格を有し、看護師としての業務経験を2年以上有する者
航空自衛隊	技術	理工系学部又はこれらに相当する学部	次の条件を全て満たす者 1 左記に関する国内外の修士号又は博士号取得者 2 電気、電子、通信、航空宇宙等の研究開発部署における業務経験(人工知能技術、量子技術、脳科学技術等の先端技術に係る業務経験を含む。)を2年以上有する者

※ 各部門の業務及びその概要については、4ページを参照

イ 令和4年4月1日現在、次表の大学等卒業後の経過年数を有する者(各部門共通)

区分	部門	大学等卒業後の経過年数(注)	採用時の階級(基準)
海上自衛隊	情報通信、技術情報分析部門、人工知能	9年以上	3等海佐
	情報通信、語学、技術情報分析、人工知能、心理、薬剤、施設部門	5年以上	1等海尉
	情報通信、語学、技術情報分析、人工知能、心理、薬剤、施設部門	3年以上	2等海尉
	情報通信、語学、技術情報分析、人工知能、施設部門	1年以上	3等海尉
航空自衛隊	情報通信、衛生(看護)部門(注)	9年以上	3等空佐
	宇宙、気象、情報通信、衛生(看護)、技術部門	5年以上	1等空尉
	宇宙、宇宙(情報)、気象、情報通信、衛生(看護)、技術部門	3年以上	2等空尉

※ 採用時の階級は経歴、経験年数等によって異なります。

注：衛生(看護)部門の3等空佐の基準は、看護部長、看護課長、看護師長等の役職経験を1年以上有する者

(2) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

**4 試験**

(1) 試験期日 令和4年6月20日(月)

(2) 試験会場 海上自衛隊：横須賀地区(神奈川県横須賀市)  
航空自衛隊：目黒基地(東京都目黒区)

(3) 試験種目

ア 海上自衛隊

筆記試験(一般教養、小論文)、口述試験及び身体検査

イ 航空自衛隊

筆記試験(一般教養、小論文及び専門問題\*)、口述試験及び身体検査

主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	基 準	
	男 子	女 子
身長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴力	正常なもの	
歯	多数の歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査) (胸部X線検査等) (注3)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり

注3：「既往歴」、「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

事実と異なる申告をした場合は、合格通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

**5 受験手続**

(1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「海上自衛隊技術海上幹部志願書類」又は「航空自衛隊技術航空幹部志願書類」の請求であることを明記してください。

自衛官募集ホームページから志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

- (2) 提出書類及び提出先  
志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項目	内容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部
免許証の写し	応募資格となるものを提出してください(注2、注3)。	1部
証明書	大学以上の卒業証明書及び成績証明書(注2、注3)	各1部
返信用封筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注4)。	1部

- 注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。  
注2：提出していただく志願票、免許証の写し及び証明書等は、返却いたしません。  
注3：提出していただく書類が外国語表記である場合は、当該書類を和訳した書類を添付してください。  
注4：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

## 6 合格者の発表

- (1) 合格者は、令和4年7月29日(金)に各自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに、合格通知等の送付をもって通知します。  
なお、不合格者には通知しません。  
合格通知書は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛隊地方協力本部ホームページ等で確認してください。合格通知書が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
- (2) 合格の理由等に関する照会には原則応じられません。  
注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。
- (3) 合格者には、採用に関する意向調査を行います。意向調査において応諾した者は、採用予定者となります。

## 7 入隊

- (1) 海上自衛隊：合格者は令和4年9月下旬頃、海上自衛隊幹部候補生学校(広島県江田島市)に入隊します。  
航空自衛隊：合格者は令和4年10月上旬頃、全国の主要な部隊等に入隊します。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行います。この際、異常のある者は不採用となる場合がありますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。  
なお、併せて薬物使用検査を実施します。
- (3) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

## 8 俸給等(令和4年1月1日現在)(注)

- (1) 俸給の月額
- 3等海佐・3等空佐 約31万円～
  - 1等海尉・1等空尉 約27万～約31万円
  - 2等海尉・2等空尉 約25万～約28万円
- 注：採用時の俸給は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、俸給の月額については、法律の改正により改定される場合があります。
- (2) 各種手当  
毎月の俸給のほか、期末・勤勉手当(年2回)が支給されます。また、勤務地域や職種・職域に応じた各種手当等があります。
- (3) 退職手当  
勤続6か月以上で勤務年数に応じて支給されます。
- (4) 若年定年退職者給付金制度  
若年定年制から生ずる不利益を補うため、自衛官として20年以上勤務し、1等海・空佐以下で定年退職をした場合に支給されます。給付金支給額の目安としては、定年退職後から60歳までの期間1年につき、退職時の俸給月額の約6か月分が支給されます。  
ただし、退職後の年収に応じて、給付金支給額の一部又は全部が減額されることがあります。

採用時の年齢	定年退職時の階級		
	1・2・3等海・空尉 (55歳定年)	2・3等海・空佐 (56歳定年)	1等海・空佐 (57歳定年)
37歳以上	支給されません。	支給されません。	支給されません。
36歳	支給されません。	支給されません。	支給されます。
35歳	支給されません。	支給されます。	支給されます。
34歳以下	支給されます。	支給されます。	支給されます。



## 9 その他

(1) 志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ連絡してください。

- 試験終了前に変更した場合……………志願書類を提出した自衛隊地方協力本部
- 試験終了後に変更した場合

技術海上幹部：防衛省海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集推進室

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111(代表) 内線50254

技術航空幹部：防衛省航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班

〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111(代表) 内線60237

(2) 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担になります。

(3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

### 技術海上幹部・技術航空幹部とは

大学において、応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、関連する業務経験を有する者又は資格を有する者を対象に、その経験を活かし、装備品等の研究開発、維持整備、その他の採用部門に関する業務に従事する幹部自衛官を採用するものです。

### 入隊後の教育

入隊後、技術海上幹部は、海上自衛隊幹部候補生学校(広島県江田島市)において、技術航空幹部は、航空自衛隊幹部候補生学校(奈良県奈良市)において約2か月間、幹部自衛官として必要な教育を受けます。

### 主な業務

資格・免許等に応じて、海上自衛隊・航空自衛隊の各部隊等で次のような業務等に従事します。

区分	部門	業務	概要	
海上自衛隊	情報通信	サイバーセキュリティ、ネットワーク	サイバーセキュリティの確保及び研究開発、ネットワークの管理運用	
		情報管理、施策検討、教育、人材育成、訓練指導	電磁波領域に関する情報管理、電磁波作戦能力強化に関する施策検討、電磁波領域関連事業の研究開発、教育、人材育成及び訓練指導、幕僚活動等	
	語学	分析・研究	情勢分析資料の作成、作戦分析、戦術研究等	
	技術情報分析	分析・研究	電磁波情報に関する能力分析、技術情報資料の作成	
	人工知能	研究開発	人工知能を活かした情報評価に必要な調査研究等の実施	
	心理	心理行政		心理学に基づく海上自衛隊の施策に関する企画、指導及び監督
		相談		海上自衛隊の相談室・自衛隊病院等におけるカウンセリング、心理査定、惨事ストレスケア活動等
		部隊及び家族支援		部隊へのメンタルヘルス講習、部隊関係者に対するコンサルテーション活動及び復帰支援等の実施
		研究		心理に関する調査・研究(メンタルヘルス、ストレス、疲労等)
	薬剤	薬剤業務		調剤・製剤、医薬品及び衛生資材の調達並びに医療機器の整備等に関する補給業務、環境衛生
施設	整備及び維持管理		海上自衛隊施設の取得、整備に関する調整及び維持管理業務	
航空自衛隊	宇宙	人工衛星軌道決定等	S S A関連システム、外部取得データを利用した人工衛星等の軌道決定、衛生カタログに基づく接近解析、回避計算及び宇宙作戦に関する調査研究	
	宇宙(情報)	宇宙関連情報調査	宇宙関連情報に関する調査、研究、分析等	
	気象	研究開発	気象施策に関する企画、指導、監督及び気象予報、研究等	
	情報通信	サイバーセキュリティ	サイバーセキュリティに関する施策の企画並びにサイバーセキュリティに関する監査、事象への対応、研究、教育、指導、監督等	
	衛生(看護)	看護	自衛隊病院、医務室における看護、指導、監督及び衛生施策に関する企画、教育及び指導、監督等	
	技術	研究開発	航空装備品、電子装備品等の研究開発に必要な調査、分析、検討、評価、指導、監督等	

※ 実際の業務内容等につきましては、配属先により異なる可能性があります。

■ 合格基準表

男子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
150.0～	44	65
152.0～	45	67
155.0～	47	69
158.0～	47.5	71.5
161.0～	48	74
164.0～	49	76.5
167.0～	50	79
170.0～	52	81.5
173.0～	54	84
176.0～	56	86.5
179.0～	58	89
182.0～	60	91.5
185.0～	62	94
188.0～	64	96.5
191.0～	66	99

女子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

■ 志願票・自衛隊受験票記入例

① 志願票

医科・歯科幹部自衛官 技術海上幹部・技術海曹  
 医科・歯科・薬剤科幹部候補生 技術航空幹部 技術空曹  
 陸上自衛官(看護) (応募種目を○で囲む)

② 氏名 防衛 一郎 女

③ 生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

④ 職業 〇〇〇〇

⑤ 志願区分 陸・海・空 医科・歯科・薬剤科

⑥ 希望試験場 (1次) (2次)

⑦ 特 技 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑧ 現住所 マンション名 アパート名まで記入

⑨ 家族等連絡先 防衛 太郎

⑩ 学 歴

⑪ 職 歴

⑫ 過去の自衛官等の受験 自衛隊員(予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び退職者を含む)記入欄

私は、技術海上幹部 採用試験を受験したいので、申し込みます。  
 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。  
 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 氏名(自筆) 防衛 一郎

注：記入上の注意  
 1 写真は縦シタ(ボールペン)で本人が持書ではつきりと記入してください。  
 2 右上の二重線内の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。  
 3 記入欄が足りなくなるとは、適宜の用紙をつけて記入してください。  
 4 記入事項に不正があると採用を拒否される場合があります。  
 5 志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的では使用することはありません。

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票

受取地方協力本部 注

応募種別 一般幹部候補生(大卒程度・院卒者)、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部自衛官、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛医科大学校学生(推薦・総合選抜・一般)、防衛医科大学校学生(医学科・看護学科(自衛官候補看護学生))、陸上自衛隊高等工科大学校学生(推薦・一般)、自衛官候補生、予備自衛官補(一般・技能(陸上)・技能(海上))その他( )

受験番号 注

氏名 防衛 一郎

試験場 注

試験日時 注

写真 (志願票と同じものを貼り付ける。縦4×横3cm)

注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。  
 2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者を○で囲むこと。  
 3 防衛医科大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。  
 4 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。  
 5 陸上自衛隊高等工科大学校学生志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。  
 6 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「志願する募集種目」：「技術海上幹部」又は「技術航空幹部」を○で囲む。
- ②「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- ③「生年月日」：年齢は令和4年4月1日現在の年齢を記入
- ④「職業」：「大学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
- ⑤「部門・職域」：希望する部門を記入  
※4ページ(主な業務)の部門欄を参考
- ⑥「希望試験場」：担当地方協力本部に確認のうえ記入
- ⑦「特技・資格免許」：国家資格免許、修士以上の取得学位等を記入
- ⑧「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入  
なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- ⑨「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- ⑩「学歴」：高校から現在までのもの(専修学校・予備校等含む)を中退等も含め、すべて詳細に記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
- ⑪「職歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む)をすべて詳細に記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入  
なお、職務内容欄は、応募資格の業務経験を有しているかどうかを確認するため、特に詳細に記入
- ⑫「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊費貸学生、防衛医科大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科大学校生徒をいう)。
- ⑬「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く)ともに記入(階級は予備〇士(例)と記入)

注：記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>  
 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 ○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌 函館 旭川 帯広	060-8542 042-0934 070-0902 080-0024	札幌市中央区北4条西15丁目1 函館市広野町6-25 旭川市春光町国有無番地 帯広市西14条南14丁目4	011(631)5472 0138(53)6241 0166(51)6055 0155(23)5882	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	030-0861 020-0023 983-0842 010-0951 990-0041 960-8162	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F 秋田市山王4丁目3-34 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F 福島市南町86	017(776)1594 019(623)3236 022(295)2612 018(823)5404 023(622)0712 024(546)1920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a>
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡	310-0011 320-0043 371-0805 330-0061 263-0021 162-8850 231-0023 950-8627 400-0031 380-0846 420-0821	水戸市三の丸3丁目11-9 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F 前橋市南町3丁目64-12 さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 新宿区市谷本村町10番1号 横浜市中区山下町253-2 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F 静岡市葵区柚木366	029(231)3315 028(634)3385 027(221)4471 048(831)6043 043(251)7151 03(3260)0543 045(662)9429 025(285)0515 055(253)1591 026(233)2108 054(261)3151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/">https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>
富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	930-0856 921-8506 910-0019 502-0817 454-0003 514-0003 520-0044 604-8482 540-0008 651-0073 630-8301 640-8287 680-0845 690-0841 700-8517 730-0012 753-0092 770-0941 760-0019 790-0003 780-0061	富山市牛島新町6-24 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F 岐阜市長良福光2675-3 名古屋市中川区松重町3-41 津市桜橋1丁目91 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F 和歌山市築港1丁目14-6 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F 山口市八幡馬場814 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F 松山市三番町8丁目352-1 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	076(441)3271 076(291)6250 0776(23)1910 058(232)3127 052(331)6266 059(225)0531 077(524)6446 075(803)0820 06(6942)0715 078(261)8600 0742(23)7001 073(422)5116 0857(23)2251 0852(21)0015 086(226)0361 082(221)2957 083(922)2325 088(623)2220 087(823)9206 089(941)8381 088(822)6128	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	812-0878 840-0047 850-0862 870-0016 860-0047 880-0901 890-8541 900-0016	福岡市博多区竹丘町1丁目12番 佐賀市与賀町2-18 長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F 宮崎市東大淀2丁目1-39 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F 那覇市前島3丁目24-3-1	092(584)1881 0952(24)2291 095(826)8844 097(536)6271 096(297)2051 0985(53)2643 099(253)8920 098(866)5457	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a> <a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>

< 自衛官募集ホームページ >



< 自衛官募集ツイッター >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。